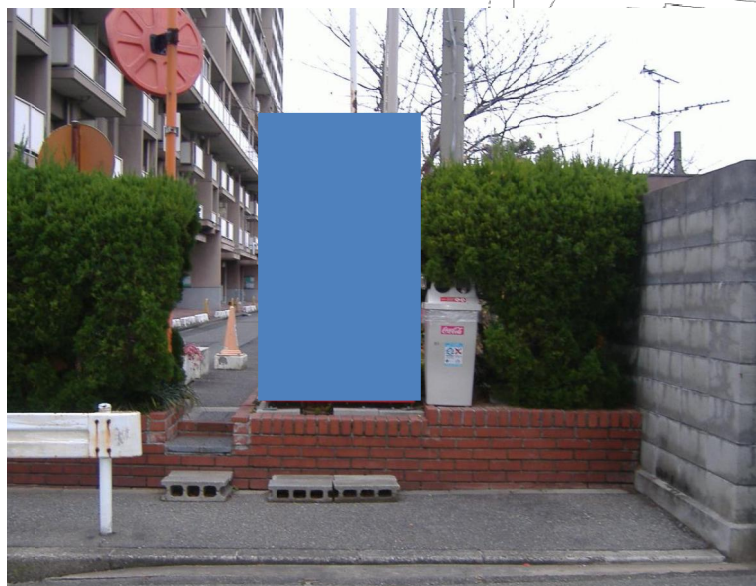
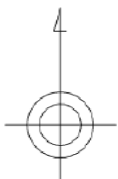


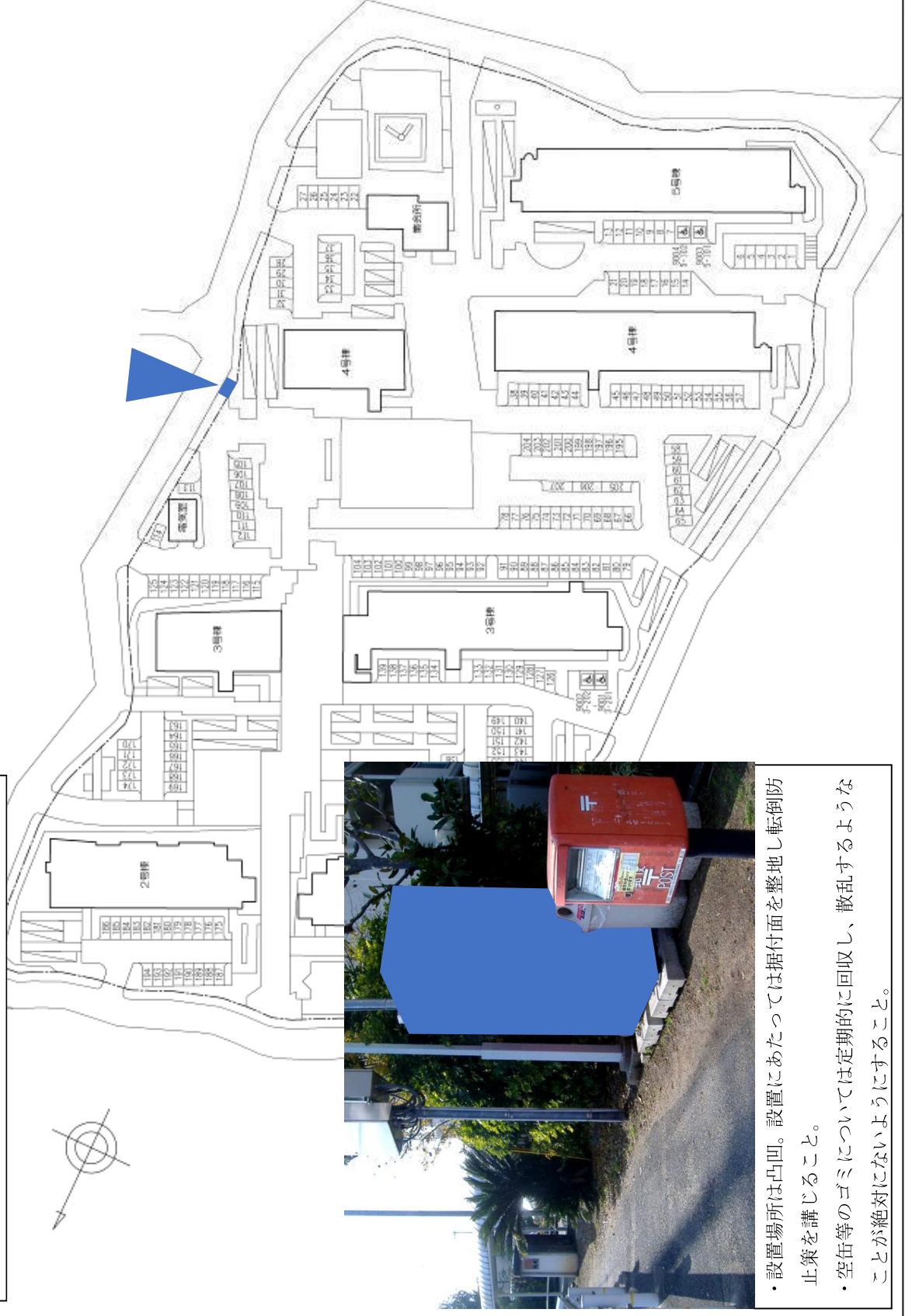
(物件番号 18 八尾北久宝寺住宅)



- ・設置場所に植栽あり。伐採し敷地内に設置。自治会と協議のうえ撤去し事業者の責任で廃棄すること。なお、撤去の際、植込みは原状回復すること。
- ・設置にあたっては転倒防止策等安全対策を講じること。
- ・空缶等のゴミについては定期的に回収し、散乱するようなことが絶対にないようにすること。

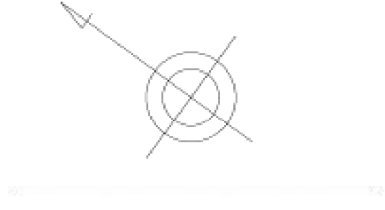


(物件番号 19 富田林錦ヶ丘住宅)



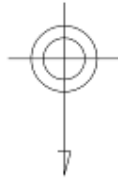
- ・設置場所は凸凹。設置にあたっては据付面を整地し転倒防止策を講じること。
- ・空缶等のゴミについては定期的に回収し、散乱するようなことが絶対にないようにすること。

(物件番号 20 貴望ヶ丘住宅)



- ・設置場所にガードレールあり。ガードレールを切断し敷地内に設置。切断面はケガ防止のため加工処理を行うこと。なお、撤去の際、ガードレールは原状回復すること。
- ・設置面は傾斜があり凸凹。整地して転倒防止策を講じ設置すること。
- ・空缶等のゴミについては定期的に回収し、散乱するようないことが絶対

(物件番号 21 羽曳野野々上住宅)



- ・設置場所に段差あり。基礎を設置し高さを調整すること。基礎の設置にあたっては、自動販売機が転倒等しない構造とし、自治会と協議のうえ設置すること。



- ・設置場所に鉄柵あり。鉄柵を切断し敷地内に設置。切断面はケガ防止のため加工処理を行うこと。設置にあたり植栽等は自治会と協議のうえ撤去し事業者の責任で廃棄すること。なお、撤去の際、鉄柵は原状回復すること。
- ・空缶等のゴミについては定期的に回収し、散乱するようなことが絶対にならないようにすること。

